

佐賀藩の殉死にみる「御側仕え」の心性

谷口眞子

はじめに

「忠」という言葉には忠実・忠告など「まこと」の意味とともに、「忠義」「忠節」など主従関係において家臣が主君に自分を尽くす意味がある。江戸時代において「忠」は「孝」とともにしばしば使われ、基本的には武士社会の主従関係にみられる「忠義」を指すことが多かった。そして忠義と結びつけて連想されるのが、殉死である。

「殉」とはある人、ある事に尽くして命を投げ出すことで、殉死のほかに殉職・殉教などの言葉が思い浮かぶ。戦場において、ともに戦った主君のあとを追って切腹するのは、さほど珍しいことではなかった。病死した主君に殉死する行為は、一七世紀中葉に殉死が禁止されるまでみられた。幕府でも藩でも殉死は行われた。

徳川家康は慶長二二（一六〇七）年、尾張国清須城主松平忠吉に家臣三人が殉死したことを知って、制止しなかった秀忠を叱責したが、その二代将軍秀忠にも、また三代将軍家光にも殉死者はみられた。仙台藩では伊達政宗の死去に際して殉死した者が一五人、又殉死（殉死した者にその家来が殉死する行為）が五人いた。熊本藩では細川忠利に一九人が殉死した。

寛文三（一六六三）年に、四代将軍家綱が「武家諸法度」を公布する際、幕府は口頭で殉死禁止を諸大名に伝達した。殉死の意思を持っている家臣には、主人が日頃から言い聞かせ、殉死者ができた場合には、死んだ主人のみならず制止しなかった跡継ぎも不届きとする、という内容だった。寛文八年、

宇都宮藩主奥平忠昌（家康の曾孫）が死去して家臣が殉死したとき、幕府は忠昌の子の忠能が殉死を止めなかったとして、一萬石の知行を二萬石減じた上、出羽山形へ移封させた。さらに天和三（一六八三）年、五代将軍綱吉の治世に、殉死禁止は武家諸法度本文の条項に含まれた。

殉死については、「近世に入ると、戦乱が絶えたためもあって、病死した主君のために追腹を切ることが、一種の風習として流行し、これが殉死とよばれて賞賛されるようになった^①」などのように、殉死が一種の流行であったとみる見解や、「主君の御恩に対し家臣が献身的忠勤を励むという、武家社会における主従道德の確立により発生した^②」として、忠義の観点から説明する記述がある。服藤氏は、「出頭人となり破格の加増に与かった者、主命・家法に背き、本来ならば死すべきところを主君の恩情により助けられた者、主君と男色関係にあった者などは、いずれも「追腹程の御恩」の者とされ、もしこれを行わない場合は、不忠者・卑怯者と罵られ世間の物笑いとなった^③」と指摘している。また山本博文氏は、殉死者に下級家臣が多く、彼らが強制的にはなく自らすすんで殉死したことに注目し、「殉死は忠義の心から出るのではなく、体制化しつつあった社会制度や上下秩序を、自らの死によって打ち破る行動だった^④」と位置づけ、殉死を実行する人々の心性を「かぶき者」的武士という側面から論じている。

佐賀藩鍋島家の殉死者には、確かに主君に寵愛された者、命を助けられた者、主君と男色関係にあっただろうと想像される小姓、下級家臣などが多い。また、制止されたにもかかわらず、自らの意思で殉死している者がほとんど

である。殉死者に下級家臣が多いのであれば、彼らの殉死による藩政への影響は少ないだろうとも想定されるが、なぜ大名や将軍は殉死を禁止したのだろうか。山本氏は、当時の政権担当者が「殉死の裏にある、体制秩序を攪乱する「かぶき者」的要素に本能的に気付いていたから」こそ、機会あるごとに、殉死を禁止しようとした、と述べている。⁵⁾主君と殉死した家臣との間にはいかなる関係があったのだろうか、そして殉死禁止以降に出家・剃髪したのはどのような者だったのだろうか。本稿では、殉死したときの石高や役職のほか、彼らがどのような履歴をもち、主君といかなる関係をもっていたかを分析して、江戸時代における殉死とその政治的・社会的意味を考えたい。

なお、佐賀藩の殉死を分析するにあたり、利用する史料について述べておきたい。まず「武士道というは死ぬこととみつけたり」という文言で有名な『葉隠』である。この書は聞書一・二と聞書三の一とに分かれる。聞書一・二は山本常朝の言葉を記した部分、聞書三の一は藩祖直茂から三代綱茂までの鍋島家の歴史と、佐賀藩士および他藩の藩士についての逸話から構成されている。そのうち聞書三は藩祖直茂、四は初代藩主勝茂とその子忠直、五は二代藩主光茂・三代藩主綱茂、六は古来の事、七・八は御国諸士の武勇・奉公に関する話である。ここには、家臣一人一人について、具体的にどのようなことがあったのか、いかなる理由で藩主に褒められたり召し放ちにされたりしたのかなど、個人情報も含まれている。『葉隠』が刊行されず、写本の形で主に領内に流通していた理由の一つは、この点にあると考えられる。『葉隠』は従来、常朝の言葉ばかりが注目を集め、聞書三以降に書かれた鍋島家の歴史の部分について言及されることはほとんどなく、歴史書としても扱われてこなかった。しかし、常朝は奉公する御家の歴史を知ることが重要であると力説し、二代光茂より以前の「古法」の時代を明らかにすることが必要であるとも述べていた。その助言に従って、田代陣基が当時の史料を調べた上で編纂したのが『葉隠』である。家臣については、人物ごとに情報を集めて並べるという形をとらず、さまざまな逸話が短く収録されており、同一人物の話があちらこちらにでてくる。田代は自己の見解をまったく述べていない。おそらく、複数の史料から集めた情報や聞き取り調査の結果を、そ

のまま羅列したのではないかと考えられる。『葉隠』からは、殉死をした家臣と主君がどのような関係にあったと伝えられていたのか、短いながらもその具体相が垣間みえる。⁶⁾

また、「直茂公譜考補」「勝茂公譜考補」についても一言しておく。佐賀藩の年譜編纂は各藩主の治世下で行われたことを記録するとともに、かつて竜造寺氏の家臣だった鍋島氏が、どのようにして佐賀藩を統治するに至ったのか、その経緯を説明し、継承の正統性を明らかにすることも目的としていた。「直茂公譜」「勝茂公譜」は小川俊方が編纂を主導したと考えられており、元文四（二七三九）年の鍋島家御什物方の御蔵書目録に記載されている。さらに一代藩主鍋島直正は天保期にその史料考証を行わせ、「直茂公譜考補」「勝茂公譜考補」が作成された。また、八代藩主治茂の家譜「泰國院様御年譜地取」は、歴代藩主の年譜の中でも記事が詳細で、記述内容の客観性は高いとされている。⁷⁾鍋島家に限らず、細川家や伊達家などの殉死分析も、後世の編纂物に依拠せざるを得ない状況だが、本稿ではこれらの史料的制約を自覚しつつ、殉死の意味について考えたい。

一 佐賀藩鍋島家における殉死者の分析

(一) 佐賀藩鍋島家の概要

佐賀藩の歴史は複雑である。竜造寺隆信が天正一二（一五八四）年、島津・有馬の連合軍と戦って島原半島の沖田畷で戦死すると、隆信の子政家は鍋島直茂に領国政治を委任した。秀吉は政家に隠居分を与えて軍役を免除し、政家の子高房が家督を相続した。文禄・慶長の役では鍋島直茂・勝茂父子のもとに、竜造寺一門・鍋島一門のほかが戦った。しかし、関ヶ原の戦いで鍋島氏は西軍に味方したため、勝茂は黒田長政らを頼って家康に謝罪し、柳川を攻撃する。慶長六（一六〇二）年、直茂は家康に次男忠茂を人質として差し出し、慶長一〇年には勝茂が家康の養女と再婚している。慶長一二年、竜造寺高房が自殺を図って死亡し、それから一ヶ月もたたないうちに父の政家も死去して、竜造寺本家は断絶した。それを継いだのが鍋島家である。慶長一八年、幕府は勝茂に肥前三五万石余りを与えた。⁸⁾

以上のような歴史をふまえ、佐賀藩では二代藩主鍋島光茂治世の万治二(二六五九)年、「三家」(小城鍋島・蓮池鍋島・鹿島鍋島)、「親類」(白石鍋島・川久保神代・久保田村田・村田鍋島)、「竜造寺四家」(のちに親類同格)〔謙早・武雄鍋島・多久・須古)、「家老」(神代鍋島・太田鍋島(のちに深堀鍋島・姉川鍋島・倉町鍋島・横岳鍋島が加わる)の家格がもうけられた。⁹⁾

まず、一七世紀に入る直前の段階で、殉死がどのように考えられていたのか、みておきたい。『葉隠』には、次のような逸話が載っている。

竜造寺胤栄の女で隆信の養女となった安姫が、唐津の波多三河守信時(鬼子岳城主)へ縁組みすることになり、唐津から迎えの家臣として八並武蔵守―のち鍋島氏に仕える―がきた。ところが、姫は瀕死の重態になる。武蔵守は、「姫のお供にきたのだから、本復することがなければ追腹を切る」と申し出て、周囲が止めるのも聞かなかつた。家老たちの詮議で、「こちらからも追腹人を出さないわけにはいかない。御姫様の追腹を申しつけても請け合ってくれる者はいないだろう。橋野将監なら承知してくれるかもしれない」と考えて橋野を呼び出した。橋野は「御家の御外間に懸り候事を私などは似合不申候。日頃大身にて栄耀に余りたる各様御切被成可然」と言いながら、追腹を引き受けた。結局、姫の病氣は治つたので、どちらも腹を切らずにすんだという。¹⁰⁾

ここには相手方への面子ゆえに、こちらも殉死する者を出さないわけにはいかないとする考え方がみえる。殉死を頼まれた橋野将監が皮肉たつぷりに、日頃「栄耀に余りたる」大身家臣が腹を切るのが当然だ、とうそぶいているところに、身分の低い者の意地を感じるかもしれない。

しかしこれは、佐賀藩が確立していない時期の逸話である。外様大藩として幕藩制国家の一角を占めるようになった慶長一八年以降、佐賀藩ではどのような殉死がみられたのだろうか。

(二) 殉死の多様な側面

佐賀藩鍋島家における殉死者を一覧にしたのが、【表1 鍋島家の殉死者一覧】である(末尾には、本家ではないが家老格深堀鍋島家祖の殉死者も載せた)。

佐賀藩の殉死にみる「御側仕え」の心性

佐賀藩祖鍋島直茂(日峯)は元和四(一六一八)年六月三日に死去し、このとき殉死したのは一二人であった。¹¹⁾次の陽泰院は直茂の後室で勝茂の母である。寛永六(二六二九)年正月八日に亡くなった。陽泰院には男女四人ずつ計八人が殉死した。興国院は勝茂の子忠直で、寛永一二(二六三五)年正月二八日に疱瘡のため、一三歳にして父より先に死去し、五人が追腹を切つた。同年六月三日、勝茂の女で上杉定勝の室於市(伝高院)が、嫁ぎ先の上杉家で三〇歳にて亡くなり、二組の夫婦と一組の兄妹「親子」が殉死している。¹²⁾殉死者が最も多かったのは、明暦三(一六五七)年三月二四日に亡くなった初代藩主鍋島勝茂(泰盛院)で、二六人が追腹を切つた。同年一二月二三日には、上杉定勝の女で二代藩主鍋島光茂の室(柳線院)が死亡し、一人があとを追っている。なお、正保二(一六四五)年二月九日には鍋島茂賢(恭法院)が亡くなり、一三人が殉死している。茂賢は竜造寺家臣石井信忠の次男で深堀純賢の養子となり、鍋島の姓を拝領して深堀鍋島家祖となつた。

佐賀藩において、個人あるいは数人ではなく、集団で追腹を切ろうとしたのは、鍋島茂賢への殉死の場合だけである。鍋島茂賢(安雲殿)は正保二(一六四五)年に死去したが、あとで追腹を切つた者、又追腹(殉死者に陪臣が殉死する行為)四人も含め、殉死者は合計三三人に及んだ。そのうち一八人は戦争で討死を誓い合つた関係だつた。彼らの言い分は、「慶長五年の柳川攻めの時、主水組(茂賢の兄である茂里の組)から自分たちは茂賢に付属された。同じ枕で討死しようとして申し交わしたが、そのとき茂賢は戦死せず、自分たちは今まで生き長らえた」「武士たる者が、同じ枕と申し交わした以上、一日もあとへは残れない」というものだつた。一八人のうち組衆(茂賢の組に配属された勝茂直参の家)が二人いたため、家老は彼らに対して「殿様を差置寄親(組頭)の供仕儀不可然」と述べ、止めようとしたが無駄だつた。¹³⁾戦場で申し合わせた仲間とはいえ、柳川攻めは関ヶ原の戦いの直後だから四〇年以上が経過している。参戦した者の多くは高齢になっており、死ぬことに未練は無かつただろう。

「かぶき者」的側面がみられるのは、勝茂に殉死した大島外記である。彼は勝茂が狩猟をしたとき、大きな猪を一太刀で切り落とし、御前に召し出さ

【表1 鍋島家の殉死者一覧】

殉死された者／ 院号／殉死者の数		続柄／地位		死去日／葬られた寺		殉死者の氏名		履歴・身分・殉死の理由など		家族・子孫について			
彦齋 陽泰院 八人		藩祖後室 鍋島勝茂母		寛永六年正月八日 (一六二九年) 高伝寺 (葬儀は正月一七日)		元和四年六月三日 (一六二八年) 高伝寺		堀雅楽		勝茂に留められ、一周忌に追腹		子孫は綱茂の代に浪人となり、その後鍋島官左衛門の家来になり、綱茂三三回忌に名跡復活で五人扶持	
日峯 鍋島直茂 二人		藩祖		元和四年六月三日 (一六二八年) 高伝寺		堤形部左衛門		勝茂に留められたが三日目に自宅で追腹を切った		子孫は小城		百箇日に二男が相続を許可されたがその子孫は浪人となる	
秀嶋吉右衛門		八戸宗稠		一番ヶ瀬左近		服部宗延		鍋島元茂(直茂の孫)のお側仕え		子孫は小城		子は明暦三年、勝茂へ追腹を切っている	
大園全		末次浄覚		江副兵部左衛門		齋藤佐渡		竜造寺隆信、鍋島直茂に仕え、元龜元年の今山の陣で戦功を上げる		子孫は小城		子孫なし	
齋藤用之助		石尾又兵衛の母三位局		陽泰院へ奉公していた		馬渡三郎左衛門の母妙精		陽泰院へ奉公しており、かねてからの約束通り正月一日に追腹。八八歳		三位局の孫、石尾又兵衛は泰盛院へ追腹を切った		妙精は馬渡茂貞兄弟の母で堤氏の女	
内田内膳の母妙円		辻惣右衛門の母妙清		陽泰院へ奉公していた		加々良七兵衛		陽泰院へ奉公していた		陽泰院から拝領した長刀と直書が子孫に伝来		内田内膳は不調法ゆえ浪人、子孫は享保一八年に帰参が許されるが抜荷が露見して二〇年に浪人	
中原加兵衛〔嘉右衛門〕		田尻善左衛門		武者で陽泰院の逝去二日後に追腹を切る。七十二歳		馬場崎橘左〔右〕衛門		田尻鑑種の死刑を直茂夫妻が助命したため、報恩の追腹		子孫は小城		子孫は小城	

鍋島忠直 興国院 五人		鍋島勝茂の子 疱瘡のため二三歳で 父に先立ち江戸にて 死去		寛永二二年正月二八日 (一六三五年) 江戸賢崇寺		綾部弥左衛門		忠直の近習で七〇石。若い時、直茂に命を助けられ た過去をもつ		子孫は享保一七年浪人、一九年の百回忌で名跡を許 され、五人扶持	
於市 伝高院 六人		鍋島勝茂の女で上杉 定勝室となり三〇歳 で死去		寛永二二年六月三日 (一六三五年) 江戸浅草宝藏院		荒木勘助		夫婦で於市に奉公し、勝茂夫妻から懇ろな書状も 度々受け取る		鍋島勝茂は悴藏人へ感状を与えたが子孫は断絶。享 保一十九年親戚筋を召し出し名跡を許して一〇人扶持	
鍋島勝茂 泰盛院 二六人		鍋島直茂の子で初代 藩主		明暦三年三月二四日 (一六五七年) 高伝寺		中野李之助		二人とも於市に奉公していた		九郎右衛門の娘が緑樹院に付けられ、その逝去の際 に尼になり五人扶持。名跡は二代藩主の代に切米 二〇石で相続	
						鍋島采女		四二歳で六〇〇石で大組頭御年寄役(四一五石で 四五歳とも)。麻布大泉寺で追腹		嫡男の系統は断絶。次男の系統は浪人し、勝茂三三 回忌で帰参。元禄一〇年二〇〇石	
						志波喜左衛門		三八歳で二五〇石(三六歳で物成七〇石とも)。逝 去当日に追腹		享保一七年志波を改め、一八年浪人、二〇年切米 四〇石で召し出し	
						志波正右〔左〕衛門		船手役		子孫が寛保二年に船手役に召し出し	
						蒲原善左衛門		鍋島茂治(勝茂のいとこ)次男で七三歳。三月二六 日江戸に到着して賢宗寺で追腹			
						大野吉兵衛					
						石尾又兵衛		一周忌に国元で追腹			
						福井神〔甚〕兵衛		父親が勝茂へ追腹を切る約束をしていたが、先に死 亡して遺命を残したことにより四月七日追腹			
						藤井千左衛門					
						石井六郎兵衛		四月三日に追腹		子が切腹して断絶したが三十三回忌で名跡復活	
						田中覚兵衛		国元で四月七日に追腹		子は幼少のため覚兵衛実弟の婿養子となり、成年ま で後見	
						副島新兵衛		足軽で御膳方		子孫が享保二年に御歩行に召し出し	
						副島善之允					
						久富三大夫					

於虎 柳線院 一人		鍋島茂賢 恭法院 二三人		上杉定勝女で二代藩 主鍋島光茂室		明暦三年二月三日 (一六五七年) 高伝寺		正保二年二月九日 (一六四五年) 妙玉寺		久池井市大夫		手明鍵になり逝去の節、追腹		子孫は博奕で浪人となったが、四代吉茂の十三回忌 で帰参	
江副兵部左衛門		斎藤権右「左」衛門		四月七日に追腹		手明鍵。斎藤用之助の次男。斎藤家は父子三代にわたって追腹を切る。喧嘩で切腹になるところ助命され、国元で四月七日に追腹		父は元和四年に直茂へ追腹を切っている		大蘭七兵衛		徒士		子孫が生害を命じられて断絶、名跡復活について四代吉茂の二五回忌にはかったが、勝茂百回忌で吟味することになる	
斎藤作右衛門		大蘭七兵衛		直茂へ追腹を切った大蘭李の二男で、お側に仕え、四月七日に追腹。下村友巴の門人で絵師		朝鮮人		親が兼ねて申しおいた通り、四月一〇日に追腹		親が兼ねて申しおいた通り、四月一〇日に追腹		勝茂に助命されて追腹		勝茂が三三回忌に足輕に召し出され、寛保二年には御歩行になる	
浩然(浩雲海)		土屋三五「天」左衛門		石切頭		白石の庄屋		白石の御鷹屋番		勝茂手ずから銀子を受け取り追腹		中野李之助に追腹した池田与三兵衛(李之助の殉死を聞いて池上地福寺で追腹)		鍋島采女に追腹した溝田南右衛門	
大野千兵衛		武富清右衛門		吉村新兵衛		小野三郎左衛門		大島外記		陪臣		三太左衛門が瘡にかかった時、柳線院からの拝領の食器で食欲がでて助けられた。葬礼の際に止められ、翌年二月一五日に追腹を切った		実子が召し出され切米を与えられたという。子孫は祐筆役の増田彦左衛門	
古川三太左衛門		田代三郎左衛門		深堀権兵衛		田代幸右衛門		重松弥惣右衛門		赤地内蔵允		野口李允		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹	
西条九郎右衛門		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹		組の者だったため当初勝茂は認めず、重ねての訴えで九月二四日に追腹	

之助はともに直茂に追腹を切った⁽¹⁵⁾。この父子には、かつて武功をあげて鍋島家の礎を築く役割の一端を担ったにもかかわらず、戦功をあげられない時代に適応できなかった「世間不調法」者の心持ちが表れている。一門・傍輩は用之助の追腹を留め、勝茂へ奉公し「家連続シ御用ニモ相立」⁽¹⁶⁾つよう説得したが、用之助はこの助言を聞き入れず、父とともに殉死した。

勝茂の死に殉じた大野千兵衛もまた、勝茂に命を助けられた家臣だった。千兵衛の兄が蓮池の鍛冶と衆道の意趣で訴えを起こし、勝茂が参府中だったため、甲斐守（勝茂の子の直澄）が双方に果たし合いを命じ、助太刀を禁止した。千兵衛の兄が切られて倒れたとき、垣を乗り越えて鍛冶を一太刀に切ったのが千兵衛だった。甲斐守は立腹して仕置きを命じたが、折しも帰国した勝茂が聞いて、「目前二兄ヲウタセテ、如何ニ被制タリトモ、命ヲ惜テ其儘ニ帰ルヘキヤト、御意ニテ千兵衛ヲ御助ナサレ」、後に御鷹匠にして仕えさせた。千兵衛はこの御恩をもつて追腹を切ったのである。

追腹のほとんどは本人の意思によるものだが、親の意向にしたがって殉死した者もわずかながらいる。勝茂に殉じた福井神「甚」兵衛は、父親が勝茂へ追腹を切る約束をしていたが、先に死亡して遺命を残したので、勝茂のお供をするようになった⁽¹⁸⁾。

中には、世代を超えて殉死した一家もある。直茂に追腹を切った齊藤佐渡・用之助は父子で、用之助の次男齊藤権右衛門はのちに勝茂に追腹を切ったので、父子三代で鍋島家二代に殉死したことになる⁽¹⁹⁾。直茂に殉じた江副兵部左衛門の子は、明暦三年勝茂に追腹を切り、父子二代で直茂・勝茂父子に殉死した⁽²⁰⁾。また直茂の後室（陽泰院）に殉じた三位局の孫は、勝茂の一周忌に追腹を切っている。

殉死する日もさまざまである。勝茂の場合、江戸で亡くなったため、江戸で追腹を切った者と、遺骨が佐賀に帰ってから追腹を切った者がいる。中野李之助、鍋島采女、志波喜左衛門は逝去当日、江戸で腹を切っている。逝去四日後に江戸に到着して、追腹を切った蒲原善左衛門のような人物もいる。忠直に殉死した江副金兵衛は、忠直の遺骨を高野山に納め、庵室を結んで御影を刻み、御前に自分だけがかまこまって座っている自影も作り、一周忌に

帰国して追腹をしたという⁽²¹⁾。直茂の死去の際、秀嶋源兵衛は勝茂に止められて番人も付けられたが、三日後に自宅で追腹を切った⁽²²⁾。堤雅楽に至っては、勝茂に殉死を制止されて一度は思いとどまったものの、一周忌に再度願ひ出て殉死している⁽²³⁾。鍋島茂賢に殉死しようとした重松弥惣右衛門と野口李允に對して、当初勝茂は追腹を認めなかったが、重ねての訴えで茂賢死去から半年以上経った九月二四日、二人は殉死した。二人とも茂賢組の手明鎧で、重松は柳川と原城の合戦で戦功があつた人物である⁽²⁴⁾。

なお、殉死者には少ないながらも百姓がみえる。勝茂に殉死した白石の庄屋吉村新兵衛と御鷹屋番の小野三郎左衛門である。白石は佐嘉の南西方向に位置する地域で、「白石十人百姓」と呼ばれる、名字帯刀を許された百姓の長がいた。勝茂がここで鷹狩りを行ったときの逸話が残っている。暖をとった百姓家から外に出る際、庭先に広げていた米をまたいだところ、殿にお渡しする米にもつたいないことを、と言って婆に箒で足を打たれた。感激した勝茂は、この家を白石十人百姓に加えたという。また白石百姓の関右衛門は勝茂から二一回褒美を与えられ、勝茂の命日には毎月寺へ参詣し、五十回忌の際には銀子を拝領したという話もある⁽²⁵⁾。勝茂は譜代の重臣成富家の養子になった八男直弘に鍋島姓を与えて、白石鍋島家として一門に加えており、白石地域と勝茂との関係は深かった。殉死した白石の百姓たちは、「白石十人百姓」またはそれに相当するような家の者だったと考えられる。

(三) 御側仕えの経験と殉死

殉死者の中で最も多く見られるのは、御側仕えの者あるいはその経験がある者である。佐賀藩では三家（小城・蓮池・鹿島）・親類（鍋島一門）・親類同格（竜造寺四家）・家老の身分が上級家臣団を占め、彼らはそれぞれ広大な知行地を有し、多数の陪臣から構成される自らの家臣団を有していた。一方、藩主の鍋島本家もまた自己の直属家臣団を有していた。佐賀藩の藩政一般を担当するのは外様（外役）であり、藩主の家政をつかさどるのは御側（内役）であった。御側仕えの者は、年寄役（主として家老格の下の身分に属する着座クラス）を筆頭に、藩主とともに育っていく小姓や近習、御家を再生産するための財

政を担当する者、藩主の日々の料理を担当する台所役人など多岐にわたる。ちなみに、藤野保氏があげている御側諸役は、明和七年段階で年寄役、側頭、側目付、進物役、什物役目付兼、馬役留守中、道具役目付兼、判役、衣装納戸目付役、小道具役、右筆役、掛硯役目付、次詰、詰番外小姓兼、元々役、留守中、台所役、納戸役、居間番、部屋小遣、医師となつてゐる。⁽²⁶⁾年寄役などを除くと、御側に仕える者の多くは下級家臣であつた。藩主の御側というとまず小姓が思い浮かび、主君との男色関係も想起されるが、藩祖・藩主の室や他家に嫁いだ姫に奉公していた女性が殉死することを考えると、御側仕えの意味はセクシュアリティを超えて、より広く考えられる。⁽²⁷⁾

直茂の室、陽泰院には四人の女性が殉死しているが、いずれも陽泰院に奉公していた女性である。馬渡三郎左衛門の母は、かねてからの約束通り殉死したとみえる。また、上杉家で亡くなつた伝高院には、仕えていた夫婦が殉死している。他家へ嫁ぐ姫には実家から家臣が何人か付けられて、身の回りの世話などをしたので、その中の一組だろう。⁽²⁸⁾

直茂が死去したのは元和四年なので、各自の身分や職については不明の者が多いが、初代藩主勝茂の殉死者二六人については、比較的情報がそろつてゐる。勝茂の時代には、大身・小身によらず一〜二歳より御側に召し使われ、七〇人余りが詰めていたという。副島八右衛門は四二歳まで、鍋島勘兵衛は四〇歳まで「前髪立御小姓」(前髪を剃らずにいる小姓)だつたほどである。御側仕えをすることによつて、主君がおかれてゐる事情もよくわかり、江戸・国元双方の事情にも通じ、たしなみも深くなり、大名相手の給仕にも慣れて顔も知られるので、元服するとすぐ役に立つたらしい。⁽²⁹⁾

勝茂は駕籠副四人にすぐれた者を選び(四天王)、御歩行(主君の乗り物のそばについて警護する役)には市太夫より十太夫まで一〇人を選んで供に召し連れた(十人衆)。道中では四天王の一人が先に遣わされ、本陣の居間の天井板敷を一枚ずつはずしてチェックした。十人衆からは一人ずつ、居間の縁の下に終夜番をおいた。御歩行十人衆には、三尺三寸の刀を差させ、途中なにげなく言葉をかけてたびたび刀を抜かせ、抜き合わせられるように練習させたあと、一寸ずつ長い刀を指させ、再び三尺三寸の刀に戻したという。⁽³⁰⁾

佐賀藩の殉死にみる「御側仕え」の心性

勝茂に殉死した斎藤権右衛門は、この駕籠副をつとめていた。彼の父用之助と祖父佐渡は直茂に追腹を切つており、祖父・父・子三代が鍋島家二代に殉死した家である。斎藤権右衛門は大男で、勝茂の駕籠副に選ばれ懇ろに召し使われていた。ある時喧嘩をして、相手が重傷を負つて亡くなつてしまひ、切腹が決まつたときに直茂が命を助けたという。⁽³¹⁾

御歩行の理想的姿として『葉隠』に書かれてゐるのは、二代藩主光茂に仕えた大石小助のエピソードである。大石(徒弓組頭)は光茂時代、最初御歩行として御側につとめていた。参勤交代の道中では、本陣で寝間のあたりを検分し、不用心な所に箆をしき、一人で寝ずの番をした。御内頭人をつとめていたとき、女中部屋に忍び込んだ者があつたが、ほかの者があちこち走り回るのを尻目に、光茂の身辺に人がいないのを心配して、刀の鞘をはずし次の間で待機してゐたという。また光茂が竜造寺八幡宮(佐賀市八幡神社)へ参詣したとき、お供をして白洲にひかえ、社人たちがお札を差し上げると言つて拝殿へ我先にと争つたとき、光茂の前に立ちふさがり、一人ずつお札を申し上げるようにと制した。一貫して主君の身辺警護にあたつてゐたことがわかる。

勝茂十人衆の一人であつたと考えられるのが、勝茂に殉死した副島善之允である。彼が「市太夫」だつたころ、勝茂が西目で狩獵をしていて善之允を鞘打ちにしたことがあつた。刀が鞘ごと谷へ落ちたので、市太夫は谷へ転び落ちて腰物を拾ひ、襟にさして谷をよじ登り、勝茂へ渡したという逸話が残つてゐる。⁽³²⁾勝茂に追腹を切つた鍋島采女の介錯をした三谷千左衛門もまた、勝茂十人衆随一の人物であつた。彼は勝茂の遺骨を運んだ二人の側役(石井六郎左衛門と大隈加兵衛)が高伝寺へ遺骨を納めたあと、涙にむせんでいたところ、二人の元結を脇差で切つた。その場をはずさないようにと思つたからだといふ。⁽³³⁾

勝茂に殉死した中野李之助⁽³⁴⁾は小姓物書より立身して、追腹を切つたときは大組頭年寄役の任にあつた。かつて、目付から李之助の不行跡が勝茂に言上された折、勝茂が密かに李之助を呼んで、今後は行動をたしなむようにとたしなめた。李之助はこのとき、追腹の覚悟を決めたといふ。勝茂逝去の前年、

李之助は進言する者があつて主君へのお目通りがかなわなくなつたが、鍋島采女が、自分と志波喜左衛門と李之助は追腹の覚悟である旨を伝え、存生中に召し出されるように頼み、李之助は生前の勝茂に会うことができた。逝去のときは勝茂の遺物・遺書を跡継ぎの光茂へ渡し、麻布大泉寺で追腹を切つた。黒田長政が李之助を所望したとき勝茂は断つたが、村山覚左衛門を所望されたときは覚左衛門を渡していることからみても、李之助は勝茂にとって大切な人物だつたのである³⁵⁾。

御印役だつた志波喜左衛門は、勝茂が重態になつたとき光茂に対し、「自分がかねてからお供の約束をしていました。回復の見込みが定かではないので、自分が「御命替り」に先腹を切れればいざ本復されると思う」と述べた。これを聞いた光茂が増上寺の方丈へ、身代わりということはあるのか尋ねたところ、大切な家臣は大事にとつておくように言われたため、先腹を差し止めたという³⁶⁾。しかし、喜左衛門は勝茂の逝去当日、追腹を切つた。

直茂に殉死した大園奎の次男大園七兵衛は、下村友巴の門人で絵師でもあつたが、勝茂の御側に仕え、遺骨が佐賀に到着して追腹を切つた³⁷⁾。

忠直の家臣、木下長右衛門は先腹を切つている。二人は同い年で、長右衛門は寛永の初め頃から忠直の御側に仕えていた。忠直の重態の様子を見て、「御身替りニ相立可申」と願い、死去前日にあたる正月二十七日、御前で切腹した。まだ結婚しておらず相続する男子がいなかつたので、本知二〇〇石は没収され、その代わり母親へ茶湯料として毎年二〇石ずつが渡され、母親の死後は一類の次郎衛門へ跡式の相続が仰せつけられた³⁸⁾。

忠直へ殉死した林形左衛門は、御側で奉公するよう命じられ、江戸へ上る途中に忠直が死去して一日も奉公できずに終わつた。しかし、家中数百人の中から選ばれた御厚恩は身に余るとして、制止されたにもかかわらず御供をした³⁹⁾。

忠直に追腹を切つた綾部弥左衛門は、近習であつた。忠直が元服する前、能の見物に出かけ、夜になるまでみていたことがあつた。出された饅頭を包んで懷中に忍ばせ、お供をしていた綾部弥左衛門へ「時間がかかつてお腹がすいただろうから、これを食べるように」と饅頭を渡したエピソードが残つ

ている⁴⁰⁾。忠直の近習として日常的にともに暮らしていた弥左衛門だつたが、彼は昔、直茂に命を助けられたことがあつた。怪我をして血止めの薬を弥左衛門の母親が直茂の室に所望したところ、直茂が綾部玄蕃の子なら刃傷事件を起こしたのだろうか、自分の耳に入れないようにと言つたという⁴¹⁾。

柳線院(光茂の前室で上杉弾正定勝女のお虎。明暦三年死去)のあとを追つたのは、料理人として柳線院に付けられた古川三太左衛門であつた。「追腹子孫名書」には、「御料理人相勤候処、御食傷二而御逝去被遊候故、則御追腹申上候由俗説有」とあつて、食あたりで柳線院が死去し、その責任をとつて腹を切つたという俗説があつたらしい。しかし『葉隠』によれば、三太左衛門が瘡(マラリヤ)を発症して食事もできなかつたとき、柳線院が事情を聞いて御膳御用の品々を下げ渡し、ありがたく思つた三太左衛門が無理に粥を一口食べたことから、食欲が出て本復したことがあり、そのときに追腹の覚悟をしたとみえる。明暦三年、柳線院の葬礼の際には止められて力及ばず佐賀に帰つてきたが、翌年二月一日に追腹を切つた。

こうしてみると、殉死した者には女中も含めて主君の側近くで奉公する者、あるいはその経験がある者が多い。そして、殉死が禁止された寛文元年以降、出家や剃髪した者もまた、御側仕えの者が多かつたのである。

二. 殉死禁止以後の出家・剃髪

二代藩主鍋島光茂は幕府に先立つこと二年、寛文元(一六六一)年に殉死を禁じた。禁止のきっかけは、鍋島勝茂の子で忠直の弟、鍋島山城守直弘の死去である。

寛文元年七月七日、白石鍋島祖の鍋島直弘が逝去したとき、重恩の家臣三十六人が追腹を切ろうとした。それを聞いた光茂が二人の使者を遣わし、「主人ノ恩ヲ存追腹可仕ト申合由、神妙ノ至リ也」と認めながらも、直弘の許可を得ていないことを指摘し、「重恩ヲ存ナラハ、翁介幼年ノ事也、是ヲ取立、家相統致候様、翁介ニ付副奉公仕候ハ、山城ニ至テハ報恩ヲ、翁介ニ至テハ忠ヲ致スノ本意タルヘシ」(重恩を感じるのであれば、幼い跡継ぎを補佐して家が続くように奉公すれば、亡き主君には報恩、現主君には忠となる)として、追腹を強

行する者が一人でもいれば、家督相続を認めず断絶にすると伝えた。それを聞いて、末座にいた石丸采女が光茂に同意する旨を述べ、他の者も同様に上意に従う旨を表明した。

紀伊藩の徳川光貞は鍋島家の追腹禁止を聞いて、「無益の死を禁じるのは慈悲ある法度」と評価し、自分の藩でも同様に殉死を禁じた。さらに幕府老中にもこの話を報告すべきと述べたという（「右御法度ノ旨、紀伊大納言光貞被聞召、追腹ノ儀、兼テ益ナキ事ニ依テ禁シ度ノ処ニ、鍋島今度追腹法度ニ被申付趣尤ニ候、無益ノ死ヲ禁ルハ、慈悲ノ仕置第一ノ法度也ト御称美被成、光貞家中モ則丹後殿法度ノ通り申付、此儀老中ニモ可達ト御申被成候由」）。光茂の言葉には、大名家が存続するために家臣は奉公すべきであるとする考え方がみられ、徳川光貞に至っては「無益の事」として殉死をとらえている⁽⁴²⁾。そして、幕府は寛文三年、武家諸法度伝達の際に、口頭で殉死を禁止したのであった。

それでは殉死を禁じられた時代の人々ほどのような行動をとったのだろうか。光茂以下、三代藩主綱茂、四代藩主吉茂の死去について検討したい。

【表2】は元禄一三（一七〇〇）年〜享保一五（一七三〇）年にかけて、三人の藩主が死去したとき、出家、落髪（剃髪）、半髪、鬚払した者を一覧にした表である。出家といっても、願いにより出家が認められた者、自分の判断で出家した者、藩からの命令により出家を強要された者がいる。半髪とは頭髪を半ば剃り、後方を残しておくものである。

光茂から順にみていこう。元禄一三（一七〇〇）年五月一六日の光茂逝去に対して、願いにより出家したのは、牛嶋源蔵・山本常朝のほかは女性四人で、彼女たちは光茂付きの女中だったと考えられる。興味深いのは、牛嶋・山本は自分だけでなく妻もともに出家していることである。「自分で出家」の項目には、牛嶋・山本の妻のほか松崎夫婦、三谷夫婦（三谷千左衛門は勝茂死去の際、鍋島采女の介錯をした人物）の名前がみえる。

牛嶋源蔵については次のような逸話がある。牛嶋が京都聞番（京都留守居）で山本常朝が歌書役で在京していたころ、光茂から「源蔵の不行跡を目付から言上されたが、詳細は忘れた。身持ちをたしなむように」との書状がきた。その後、目付から源蔵の不行跡を言上された綱茂が吟味をすることになった

とき、光茂は綱茂へ、源蔵は自分が趣味を楽しむのに欠かせない人物である、藩政の害になるのであれば罪を赦して自分に手柄を引き渡してほしい、綱茂に気に入らないことがあるなら出家させて使いたい、と述べた。綱茂は藩政の害になる人物ではなく、親孝行もしたので、引き続き京都で御用にたずさわらせる、と返事した⁽⁴³⁾。光茂に命を救われたも同然の人物だったといえよう。

年寄役の野田元右衛門は当初、光茂の遺言に従って落髪したが、隠居したあと出家しており、結局は自分の意思を貫いた。もう一人の年寄役江副彦次郎は落髪して法体となったが、同年七月五日に、高伝寺で三代藩主綱茂から再び勤務するように言われ、名を忠兵衛と改めた。二人はいずれも部屋住で光茂に奉公し、切米一五石を与えられ、その後「侍」となって物成を拝領するようになったのだが、なぜ江副だけが再び勤めるように言われたのだろうか。「葉隠聞書校補」には、江副が宝永二（一七〇五）年に五七歳で、野田が宝永七（一七一〇）年に七七歳で亡くなったとある。つまり、江副は一六四八年生まれで五二歳のときに、野田は一六三三年生まれで六七歳のときに、光茂が逝去したことになる。江副は一〇歳から光茂に奉公しており、経験豊富だが年が若いので、綱茂が頼りにしたのではないかと考えられる。

また落髪した歌書役の竹下十助と戸田次郎兵衛は、経歴が似ている。竹下は貞享三年、戸田は貞享二年に切米一五石を拝領し、その後二〇石となり、落髪したあといずれも翌年六月に束髪となっている。二人のその後はわからないが、竹下は享保九年に六〇歳で死去し、子は宝暦九年に三〇石を与えられている。なお鍋島村と本庄村の百姓五人が「剃髪」、駕籠副四人は「半髪」している。出家した者と落髪した者は、年寄役二人のほか、歌書役、書物役、懸硯役、御馬役などの役職についていた者である。光茂は父の勝茂から非難されるほど和歌を非常に好み、山本常朝は光茂が息を引き取る前に、京都で得た古今和歌集を持ち帰って喜ばれている。歌書役や書物役は光茂ならではの奥向きの仕事といえよう。

ただし、すべての者が自分の希望通りに行動できたわけではない。「その他」の欄から、落髪願いを出した深江六左衛門（年寄役）と半髪願いを出し

鍋島吉茂 法性院	鍋島光茂の子 で綱茂弟 四代藩主	享保一五年三 月一八日 (一七三〇年) 高伝寺	下村安右衛門(年寄役) 中嶋武左衛門 福嶋甚右衛門 城嶋友竹 迎了的 迎喜齋 馬渡孫兵衛 中嶋弥太夫 木村清左衛門 中嶋次兵衛	山口久次左衛門 原十蔵	園田市郎兵衛 大塚治部右衛門	牛嶋新五郎(二刺剃髪) 平野藤七兵衛(二刺剃髪) 千布茂右衛門(二刺剃髪) 井内小左衛門(鬚払) 小林茂助(鬚払) 石井奎(鬚払) 西牟田幸八(鬚払) 役職不明三人(鬚払) 手明鐘九人(鬚払) 御歩行六人(鬚払) 御草履取三人(鬚払) 御扶箱の者三人(鬚払) 御駕籠の者三人(鬚払) 足輕御台所下料理人一人(鬚払) 御台所一孤の者二人(鬚払) 尼三人 鍋嶋村百姓井手善之允 本庄東分村百姓新左衛門	・山口久次左衛門と原十蔵は剃髪願いを出したが、重恩の者として不相応として出家を命じられ、切米四〇石を二五石に減らされて家督相続 ・千布・牛嶋・平野の三人は法体を希望したが一刺剃髪 ・井内・小林・石井・西牟田の四人は一刺剃髪を希望したが鬚払
-------------	------------------------	----------------------------------	--	----------------	-------------------	---	---

「葉隠」『三河物語 葉隠』日本思想大系26 (岩波書店、一九七四年)、「葉隠聞書校補」『佐賀県近世史料』第八編第一卷 (佐賀県立図書館、二〇〇五年) より作成

た数人が藩から許可されなかったことがわかる。

次に三代藩主綱茂について。光茂の子綱茂は父の六年後に死去した。「願いにより出家」の項目には女性四人のほか、年寄相談人が二人、御側・御居間番・御道具役・御神事役がそれぞれ一人、御茶道が三人、手明鐘坊主が一人みえる。彼らのほとんどが御側仕えの者だが、石高は低い。御道具役の田尻次右衛門は切米四〇石、御神事役の伊藤喜兵衛は切米二〇石である。丹羽喜左衛門は藩に命令されて出家し、その妻も出家した。原伊兵衛・原口形左衛門も命により出家しているが、その理由は不明である。相原清五左衛門は太鼓門番をしていたところ、御棺が通った際、突然髪を切り、出家したという。のちに跡式がたてられた。ここでもまた鍋島村と本庄村の百姓が剃髪している。

四代藩主吉茂に出家した者のうち、身分がわかっているのは年寄役の下村安右衛門だけである。山口久次左衛門と原十蔵は「法体」願いを出したが、重恩の者なのに不相応であるとして「出家」を命じられている。逆に「法体」を希望した者のうち千布・牛嶋・平野の三人は「一刺剃髪」を命じられた。この言葉は吉茂についてしかでてこないが、前後関係から考えて「半髪」に相当するような髪を剃り方だと考えられる。そして「一刺剃髪」を希望した者のうち井内・小林・石井・西牟田の四人は「鬚払」に格下げされている。吉茂の時には鬚払の数が多し。手明鐘九人、御歩行六人ほか、草履取・挟箱持・駕籠の者などである。

追腹が禁止されたあとの出家や落髪への傾向として、年寄役や年寄相談人から書物役・歌書役・掛硯役・御馬役などまで、主君の御側に仕えていた者が

多いことが指摘できる。そのほとんどは下級家臣だが、職務の重要性は必ずしも石高と比例しているわけではない。光茂の死去にともない落髪した村岡五兵衛は、掛硯役をつとめていた。光茂は蔵入地からの物成・代銀のほか、各方面から集めた金銀や米銭を掛硯役に保管させている。藤野保氏によれば、掛硯とはもともと重ね硯箱、つまり藩主の内帑（ないど）主君の手元にある金（44）を指しており、藩主の機密費は、近世後期・幕末には軍事費の主な財源になったという。また「鬚払」をしているのは、歩行のほか草履取・挟箱持・駕籠の者など、いずれも主君の外出の際には常に付き従う者で、主君との距離は近かった。

殉死をした者、禁止令のあとで殉死ができず出家・落髪を余儀なくされた者、そのどちらにも、御側仕えの者が多くみられる。ある者は性的関係をもつ小姓として、ある者は命を助けられた者として、ある者は主君に拔擢された者として、ある者は厚恩を感じた者として、殉死あるいは出家をしたわけだが、彼らに共通しているのは、主君に召し出されて主君と接する機会が多く、家政にたずさわった、あるいはそれに近い経験があったことである。主君との一体感や情誼的関係は一朝一夕には生まれえない。彼らには彼らなりの経験と記憶にもとづいた心性があったのである。

三．殉死に対する評価

ここまでの分析をふまえ、殉死は名譽ある行為として同時代の人々に評価されていたのかどうか考えてみたい。殉死は主に、追腹を切る本人の意思に基づいて行われていた。多くは、主君の死去に際して突然思い立ったのではなく、かねてからの覚悟のもとに追腹を切っていた。すでに主君に誓約している者もいた。

勝茂臨終のとき、御葉役だった鍋島采女は薬道具を打ち割った。御印役だった志波喜左衛門は御印を打ち割った。采女はお棺に入っとうつぶせに泣いたあと、殿に一刻も早く追いつかねば、と浴衣のまま外に出た。大広間にいた大勢の人々は、「さらばにて御座候」と挨拶されたが、落涙するばかりで声も出なかったという。采女は小屋へ帰り、行水してしばらく眠り、目

が覚めて餞別にもらった毛氈をしいて、そこで腹を切った。⁽⁴⁵⁾ 餞別として追腹を切るための毛氈をもらっていることから、采女の殉死はあらかじめ周囲の暗黙の了解のうちに行われた行為と考えられる。

殉死に反対するのは、後継者の行く末を危惧しながら死んでいく藩主か、そのあとを継ぐ次期藩主、あるいは家老などで、主君を支えてほしいというのが一般的な理由である。しかし、殉死に反対されても、それを押し切って自分の意思を貫く者がいたこともまた事実である。

堤雅楽は竜造寺隆信・政家、ついで鍋島家に仕え、勝茂から肥前国三根郡に知行を与えられた。一方、雅楽の父堤貞元は妻が竜造寺和泉守の女で、天正一二（一五八四）年三月二四日、竜造寺隆信が有馬・島津の連合軍と島原沖田畷の戦いで戦死したとき、一緒に戦死した人物であった。つまり、堤家は竜造寺氏とも鍋島氏とも由緒を持っていたのである。直茂は自身の臨終にあたり雅楽に対して、日頃から追腹を切ると聞いていたが、勝茂の近習には老巧の士がいないので、勝茂を支えるようにと言い残した。そのため、雅楽は法体となった。しかし翌年の直茂一周忌に再び愁訴した結果、追腹の存念を聞いた勝茂も感激して追腹を許した。直茂に殉死した斉藤佐渡・用之助父子についても、勝茂は「その心持ちで自分に奉公してほしい」と慰留したが、彼らは自分の意思を貫いた。だからといってその子が召し放ちにされたわけではなく、用之助の子はのちに勝茂へ追腹を切った。

むしろ二代藩主光茂が殉死を禁止したため、以後追腹を切ることができなくなった家臣が出家や落髪を考えたとき、その意思を貫徹できない場合があったことに注意したい。殉死しようとする対象者の許可ではなく、藩として落髪願や半髪願を受理するかどうか問題とされる時代になったのである。三代藩主綱茂や四代藩主吉茂の死去に際しては、本人の意図にかかわらず、藩から出家を仰せつけられた者もいた。少なくとも当時の人々にとつて、この者は出家して当然の者、この者は落髪で十分である者、という暗黙の基準があつて、それと本人からの願い出の内容が合致しているかどうかを判断したのであろう。

二君にまみえず、という考え方があつたことは、忠直の死去で追腹は切ら

なかつたが、その後誰にも仕えなかつたことで、子孫が銀子を拝領している事例からもうかがえる。永石吉左衛門は二三歳で忠直の御側となり、忠直死去後、遺体の御供をして江戸から国元へ帰ってきた。高源院（家康の養女で勝茂の室）が部屋住料を渡して、諸岡彦右衛門組に付属させ、光茂の御側へつける案が出されたが、吉左衛門はそれを断つた。興国院（忠直）五十回忌のとき、吉左衛門は本丸へ召し出され、銀子三枚を拝領し、高伝寺へ参詣して焼香もしたという。その子孫は興国院百回忌で銀一枚を拝領した⁴⁶。

なお、緑樹院（光茂の女で土井大炊守利重の室）の死去で、御意をまたず江戸で出家した深江助右衛門の行為は、「忠」と評価された。助右衛門は高野山へ緑樹院の骨を納め、高伝寺での法事が終わったあと、佐賀市草場の百姓の家の出入り口をふさいで、食事を穴から入れさせて七年間籠もり、北山に庵を建てそこに引つ込んだ。その女と結婚した深江平八は、座敷牢の番の際に不注意があつたが、同僚の土肥藏人は浪人を言い渡されたのに、平八は「助右衛門の忠を思召され、閉門」を仰せつけられるにとどまつたという。

しかし【表1】からわかるように、殉死者の子孫であっても、浪人したり名跡が断絶したりしている。彼らはときに、藩主の回忌法要で名跡を復活された。

たとえば、先述した堤雅楽の場合、孫の九兵衛は寛文七（一六六七）年六月三日、直茂（日峯）五十回忌の際に、茶湯料白銀三枚を与えられた。また貞享元（一六八四）年の竜造寺隆信百回忌には、堤雅楽の父、堤貞元が沖田暉の戦いで隆信とともに戦死したとして、堤六左衛門が宗竜寺で藩主光茂に拝謁している。しかし三代藩主綱茂のとき、六左衛門は不調法があつて知行屋敷を召し上げられた。その弟の市右衛門も浪人を仰せつけられたが、鍋島志摩の希望で志摩の家臣になる。市右衛門は享保二年六月三日、日峯百回忌に雅楽の子孫としてお城へ召し出され、浪人の六左衛門の代わりに、甲い料として白銀三枚を受け取っている。こうして堤家の子孫は、高伝寺で営まれる鍋島直茂の回忌法要と、宗竜寺で行われる竜造寺隆信の回忌法要、ならびに直茂を祀った松原社の年祭に参加することになる⁴⁷。

忠直に殉死した綾部弥左衛門の子孫についても、召し放ちと召し出しが繰

り返されている。弥左衛門の孫は、光茂の代に半地召し上げで三五石二斗五升、その子は享保一年に加増されるが、一七年に浪人となり、一九年に五人扶持で名跡をたてられている⁴⁸。勝茂に殉死した中野奎之助の場合、嫡男の系統は浪人後、断絶した。次男の系統は浪人したが、元禄二年の勝茂三十三回忌の法事で、奎之助の殉死を理由に帰参を許され、物成五〇石を拝領し、元禄一〇年には加増されて二〇〇石になっている。享保二〇年に召使いに殺害される憂き目に遭うが、子は奎之助の家筋であることを理由に名跡を復活され、物成二〇〇石を与えられている⁴⁹。

実は「追腹の子孫」だけでなく戦死した者の子孫もまた、回忌法要の際にその由緒を評価されたり、藩主にお目見えしたりするなど、戦死・戦功の家筋は次第に特別に扱われるようになる。享保二（一七一七）年六月三日、直茂百回忌の法事が行われたとき、「追腹の子孫」はそれぞれ白銀三枚を渡された。山本権右衛門は、先祖の八戸宗稠が追腹を切り、戦功忠勲の由緒があるという理由で召し出され、二人扶持を拝領した。そのほか、先祖の中橋主殿助が直茂に奉公し、戦功も多く、かねて殉死の約束をしていたのに直茂の逝去前に死亡した由緒があるということ⁵⁰で、中橋半左衛門が召し出されて、切米二〇石を拝領している。

殉死が禁止された後、佐賀藩確立にあたって戦死・殉死した者が注目されはじめていくのである。殉死した者の子孫は「追腹の子孫」として、回忌法要のたびに藩から銀子を拝領し、寺での焼香に参加し、藩主ともお目見えしている。それは子孫が下級家臣であつても関係なく行われた。その際、浪人の子孫が召し出されることもあつた。詳しくは別稿で検討するが、「追腹の子孫」はこのような名誉ある地位を与えられるとともに、藩の側では殉死者の記憶を呼び起こし、顕彰することによって、佐賀藩の歴史を振り返り、過去にさかのぼって主従関係を確認し、佐賀藩としてのアイデンティティ形成の一助にしたと考えられる。歴史的推移の中で殉死という行為は読み替えられていくのである⁵¹。

四、他藩の殉死例

最後に、御側仕えの者あるいはその経験のある者に殉死者が多いという、佐賀藩の分析結果が、他藩においてもみられるのかどうかを、仙台藩伊達家と熊本藩細川家での殉死で検討したい。

寛永一三（一六三〇）年五月二四日に死去した伊達政宗に殉死したのは、又殉死者を除くと一五人であった。茂庭采女は政宗に新たに召し出された者で、近習であった。加藤十三郎は政宗の小姓だった。南次郎吉もまた小姓だった。この二人はいずれも二〇代で、政宗に殉死している。青木忠五郎は児小姓から目付使番になった。渡辺権之丞は小人に召し出され、その後、小人組頭になった。菅野勝左衛門は幼少より政宗に奉公していたという。小平太郎左衛門は政宗の近習として伏見に詰めていたとき、町の者を殺害した件で政宗に命を助けられている。そのほか、政宗に新規に召し抱えられた者や、知行を増やしてもらったことを厚恩と感じた者、大槻喜右衛門のように、政宗から砲術を褒められた経験がある者もいる。⁽⁵²⁾

細川忠利が死去したのは、寛永一八（一六四二）年三月一七日であった。一九人の殉死者のうち、原田十次郎は御側に仕え、橋谷市蔵は近習だった。田中意徳は算術に秀でており、若い忠利の出家を留めた過去もあって御側に召し出されたという。伊藤太左衛門は奥御納戸、津崎五助は御鷹方の犬牽で、日頃から「懇意」にされており、野田喜兵衛は御歩行で養子は御側仕えだった。林与左衛門は庭方御用、宮永勝左衛門は台所役人である。内藤長十郎と太田小十郎は児小姓あがりであった。大塚喜兵衛は敵討の首尾を褒められ、馬印を預けられている。宗像加兵衛・吉大夫兄弟は連座を赦免され命を助けられた。⁽⁵³⁾

山本博文氏は伊達政宗に殉死した者について、「取り立てられたとはいえず、せいぜい二、三百石にすぎない」が、彼らは新参の下級家臣であり、「政宗に殉死した者たちは、自らに与えられた二、三百石の知行を、心底主君の「恩」だと考えたのであろう。そして、譜代の家臣の奉公とは違う、なにか特別な「奉公」が必要だと感じていた⁽⁵⁴⁾」と述べている。また細川忠利への殉

死については、忠利との情動的な一体感があることが、殉死の前提であり、「比較的主君と接触することの多い上級家臣ではなく下級家臣、しかもほんのとるに足らない者ほど、わずかな主君の厚意で一体感を形成しやすい⁽⁵⁵⁾」と記している。

しかし、むしろ主君と接する機会が多いのは、御側仕えをする者ではないだろうか。先にみたように、御側に仕える者の石高は、家臣団全体からみれば高いものではないが、主君との日常的空間的距離は家老などと比べて近い。家老は自身が広大な領地を支配し、大勢の家臣を奉公させながら、藩政にもたずさわる存在である。そして藩主と家老の間には、家老が藩主を支えるという一方向的な関係のみならず、藩主の器量によっては押し込めも辞さない緊張関係が、潜在的に存在していた。彼ら上級家臣とは異なり、主君の側にいてその生命の安全や御家の運営に当たるのが、御側仕えの者であった。新規に召し抱えるかどうかを決定するのも、命を助けるかどうかを決めるのも主君であり、彼らはその主君に直接仕えた。近世中後期以降諸藩で見られる藩政改革は、藩主自ら先導する場合が多いが、そのブレイクには、近習をはじめとする御側仕えの者、藩主側近として御家の中核に位置していた者が含まれていた。

おわりに

藩主との距離や担っていた役職の具体的内容をみると、殉死、あるいは殉死禁止以降に出家・剃髪した家臣の多くは、御側仕えの者あるいはその経験をもち者であった。彼らは主君の側に仕え、主君の生活を知り、その性格や気質にも通じていた。そしてそれぞれが主君との思い出を持っていた。その経験は他の者が持っていない、主君と自分との間だけに存在するものであり、主君とともに生きた時間の証でもあった。主君の死に直面して自分の人生を終わらせるのは、ともに生きた人間の心情として理解できる。彼らは、体制から疎外された人物どころか、体制の中心にいたのであり、体制をくつがえすための行動どころか、それに殉じた人物であった。殉死禁止後、出家や落髪した者の中には年寄役のような重要ポストについていた者もいたが、

彼らもまた御側の頂点にたつ者であつた。⁽⁵⁶⁾

殉死を希望する者に対して跡継ぎの藩主や家老が制止したのは、その能力を生かして次の藩主を支えること、殉死は個人的な願望の達成ではあるが、御家を存続させることに寄与することこそが奉公なのだ、と考えたからである。

武士の主従関係は契約関係ではない。行政的側面が発展しても、家臣団は官僚制ではなく、軍事組織にもとづいて構成されていた。主君は召し出し、召し放ちを最終的に決定する権限をもっており、切腹を申しつけることさえあつた。ある意味では、家臣の生殺与奪を握っていたのである。そのような人間関係の中で、主君と御側仕えの者の関係は、他の家臣たちとは比較にならないほど濃密であつた。⁽⁵⁷⁾

追腹を切つた者は、その行為ゆえに子孫が優遇されるとは考えていなかったようである。しかし、殉死した者の子孫をたどつてみると、先祖が追腹を切つた家ということで、浪人が歴代藩主の回忌法要で再び召し出されていることがある。追腹を切つた子孫にとって、先祖の殉死は殉死者本人と異なる意味を持つようになっていくのである。

佐賀藩は幕府よりも早く殉死を禁止したにもかかわらず、殉死者を顕彰し、その子孫を戦死・武功をあげた先祖をもつ由緒ある者の子孫とともに特別扱いした。そこには、大名家の御家としての繁栄と家臣の家の貢献を演出するという、政治的意図が隠されていたように思われる。

佐賀藩の最後の殉死は、一〇代藩主で名君の誉れ高かつた鍋島直正が、明治四年正月に死去したことを受けて行われた。主君が逝去して三日後、短刀でのどを切りあとを追つたのは、古川松根である。文化一〇(一八三三)年、佐賀藩士古川儔綱の三男として、江戸の桜田上屋敷で生まれた松根は、五歳の時から、一歳年下の直正のお相手役として溜池中屋敷で過ごし、直正が家督を継ぐと初入部のお供をつとめ、奥御小姓となつた。近習・近習頭をつとめ、参勤交代や長崎巡視にも常に随行した側近である。絵画のみならず、国学や有職故実にもすぐれ、佐賀で結成された和歌の結社、小車社に参加し、篆刻にも秀でていた。文久元年に直正が隠居したのちも、病気の直正を助け、

佐賀藩の殉死にみる「御側仕え」の心性

元治元(一八六四)年、近習頭から解放された。明治四年正月一八日に直正が亡くなり、松根は神式葬儀の準備にとりかかったが、正月二一日、妻が外出中にあとを追つた。前日には久米邦武たちとビールを飲んだという。古川の殉死は同年七月の廃藩置県の前だったため、どのように処理するか問題となつた。当時新政府の中弁だった江藤新平は「佐賀藩の美事で、先公の盛徳を発揚するもの」と判断し、殉死は公表された。古川の墓は麻布賢崇寺の直正の墓のうしろに設けられ、佐賀春日部墓所にも同様に設けられた。⁽⁵⁸⁾

もう一人、直正の側近を紹介しておこう。彼もまた御側仕えのエトスを持ち続けた人物である。千住大之助(文化二三(一八二六)年～明治二一(一八七八)年)は弘道館の秀才で、熊本へ遊学後、弘道館の指南役を経て直正の奥御小姓となつた。小姓頭として安政四(一八五七)年、薩摩藩主島津斉彬のもとに向いた千住は、詳細な聞き取りを行い、薩摩藩の仕組み、産物、鉱石、交易、陶器製造などの情報を得たという。元治元(一八六四)年、御側頭兼目付役となり、明治二(一八六九年)年藩制改革後も家扶として御側に仕えた。直正死去後は隠居して、直正の御墓側詰となり、賢崇寺脇に居住して墓を守つたという。そして直正年譜のための地取(素材)を編纂する作業にとりかかった。⁽⁵⁹⁾

殉死した古川と墓守をした千住。二人はともに、直正の死去を受け止め、一方はあの世で、一方はこの世で以後も主君に寄り添つたといえよう。

【付記】

本稿は二〇一四年八月一〇日の科学研究費補助金・基盤研究(B)「ユーラシア諸帝国における君主と軍事集団の展開」(研究代表者・清水和裕)研究会、ならびに一〇月三一日の「歴史と史料の会」での報告をもとにしている。発表の機会をくださった関係者に感謝したい。なお本研究は、平成二六年度～平成二八年度科学研究費補助金・基盤研究(B) (研究代表者・谷口眞子)「軍事史的観点からみた一八～一九世紀における名譽・忠誠・愛国心の比較研究」(研究課題番号二六二八四〇八九)の研究成果の一部である。

注

(1) 尾藤正英「国史大辞典」「殉死」項目。

- (2) 服藤弘司『国史大辞典』「追腹」項目。
- (3) 注(2)に同じ。
- (4) 山本博文『殉死の構造』(弘文堂、一九九四年)一五九頁。
- (5) 同右、二〇六頁。
- (6) 『葉隠』の解釈については、拙稿「没我的忠誠論の再検討―『葉隠』新解釈の試み―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五六輯(二〇一〇年度)を参照されたい。なお、本稿では『葉隠』と関連して『葉隠聞書校補』も利用する。作成したのは、副島種臣の兄、枝吉神陽である。彼は楠木正成を祀る義祭同盟を主催し、副島種臣、江藤新平、大木喬任、大隈重信たちに影響を与え、「日本一君論」を説いたことで知られている。藩校弘道館で葉隠の会読を行っていた際に、葉隠聞書校補の作成に着手しようだが、神陽は文久二年にコレラで亡くなり、その後、相良宗藏、徳島常維らが整理した書である。「葉隠聞書校補」「佐賀県近世史料」第八編第一巻(佐賀県立図書館、二〇〇五年)。
- (7) 高野信治『大名の相貌 時代性とイメージ化』(清文堂出版、二〇一四年)。
- (8) 『佐賀県近世史料』第一編第一巻(佐賀県立図書館、一九九四年)の「鍋島直茂公譜」等の改題では、直茂を「初代」と記しているが、本稿では佐賀藩鍋島家初代藩主として勝茂を、その父直茂を「藩祖」と考える、藤野保氏や高野信治氏をはじめとする従来立場をとる。
- (9) 藤野保『佐賀藩』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (10) 『葉隠』『三河物語 葉隠』日本思想大系二六(岩波書店、一九七四年)。
- (11) そのうち七人は小城の家中である。前掲『葉隠聞書校補』。
- (12) 『上杉家御年譜』は上杉謙信から幕末維新期の茂憲に至る家譜で、上杉定勝については、宝暦四(一七五四)年に上杉家公用記録方によって作成され、公文庫に収められている。この記録は藩主の活動を主にしているため、室についての記述は少ない。伝高院が江戸藩邸で、徳松君を産んだ日に出産のため死去したことはわかるが、殉死については書かれていない。ただし、定勝が正保二年九月一〇日に死去したとき、「近侍頭岩井左京久親 三俣単人親吉殉死 岩井家臣山水勘兵衛 三俣家臣田代惣兵衛ト云フ者 各切腹シテ泉下ニ陪従ス 七手侍隊中香坂弥五右衛門親昌 岩井 三俣同断殉死」とあり、三人の直臣と二人の陪臣が追腹を切ったことがわかる。「上杉家御年譜 四 定勝公」(米沢温故会、一九七七年)。
- (13) 『葉隠』。
- (14) 『勝茂公譜考補』。
- (15) 『葉隠』。
- (16) 『直茂公譜考補』『佐賀県近世史料』第一編第一巻(佐賀県立図書館、一九九四年)。
- (17) 『勝茂公譜考補』。
- (18) 『勝茂公譜考補』。
- (19) 佐賀県立図書館所蔵鍋島家文庫「追腹子孫名書」。
- (20) 「追腹子孫名書」。
- (21) 「勝茂公譜考補」。
- (22) このため、嫡子は牢人を仰せつけられ、次男が百箇日に召し出されている。「追腹子孫名書」。「直茂公譜考補』『佐賀県近世史料』第一編第一巻(佐賀県立図書館、一九九四年)。
- (23) 「追腹子孫名書」「直茂公譜考補」。
- (24) 『葉隠聞書校補』。なお、手明鍵は元和六(一六二〇)年、物成五〇石以下の侍二〇〇人余りの知行を召し上げ、切米を一五石ずつ与え、平時は無役(軍役負担なし)、戦時には鍵一本、具足一領で出陣させた直参の家中を指す。
- (25) 『葉隠』。
- (26) 藤野保『前掲書』。
- (27) 高源院(勝茂室)が興入れしたとき上臈としてつとめ、忠直が誕生して養育係を仰せつけられた忠直付きの女中日置は、忠直の死去にともない、自分が死んだら忠直の御霊屋の後ろに葬られて、石塔や位牌も建てられた(『勝茂公譜考補』)。これは殉死ではないが、御側に仕える者のエトスを示した一例と言える。
- (28) 『勝茂公譜考補』『佐賀県近世史料』第一編第一巻(佐賀県立図書館、一九九四年)。
- (29) 『葉隠』。
- (30) 『葉隠』。
- (31) 『勝茂公譜考補』。
- (32) 『葉隠』。
- (33) 『葉隠』。
- (34) 『勝茂公譜考補』では四二歳で知行六〇〇石、『葉隠』所収の「中野系図」では四五歳、四一五石。
- (35) 『勝茂公譜考補』。
- (36) 『葉隠』。
- (37) 『勝茂公譜考補』。
- (38) 『勝茂公譜考補』。
- (39) 『勝茂公譜考補』。一説には、形左衛門の父親が臨終のとき、忠直の追腹をする所存だったのに、不運にして先立つことになり残念の至りであると述べたため、形左衛門が父親の名代として御供をすると誓ったからともいわれている。形左衛門は病気がちだったので、自身の短命を自覚しており、忠直死去に際して、この時とばかり殉死したという。
- (40) 『葉隠』。
- (41) 『勝茂公譜考補』。
- (42) 「寛元事記」「光茂公譜考補地取」「佐賀県近世史料」第一編第三巻(佐賀県立図書館、一九九五年)。

- (43) 「葉隠」。
- (44) 藤野保『前掲書』。
- (45) 「葉隠」。
- (46) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第七卷（佐賀県立図書館、一九九九年）。
- (47) 佐賀県立図書館所蔵鍋島家文庫「堤家文書」のうち「堤家譜覚」「堤家系図」「堤氏系図地書」。なお「堤家文書」には、「日峯様百年忌二付覚」、「日峯様江御追腹子孫調子二付御達」（年未詳とあるが、明和四年の日峯百五十回忌の際に作成されたものと考えられる）、「口達」（慶応三年の二百五十回忌）、「堤雅榮拝領ノ覚」（日峯の百回忌、百五十回忌、二百回忌で白銀三枚を拝領した記事）なども残されている。
- (48) 「葉隠聞書校補」。
- (49) 「葉隠聞書校補」。
- (50) 「吉茂公譜」『佐賀県近世史料』第一編第四卷（佐賀県立図書館、一九九六年）。
- (51) 「殉死の記憶と顕彰―佐賀藩鍋島家を事例に―」『書物・出版と社会変容』第一八号（二〇一五年）。
- (52) 『仙台藩史料大成 伊達治家記録四』（宝文堂出版、一九七四年）、山本博文『前掲書』。
- (53) 細川護貞監修・土田将雄編『綿考輯録』第六卷（汲古書院、一九九〇年）。
- (54) 山本博文『前掲書』二二三頁。
- (55) 同右、七五頁。
- (56) 幕府の側用人・出頭人については福留真紀『徳川將軍側近の研究』（校倉書房、二〇〇六年）など。幕府の側衆の起源と就任者に関する近年の研究としては、小林夕里子「近世前期江戸幕府側衆の再検討―「江戸幕府日記」における就任記事の分析を中心に―」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊一九―二二（二〇一二年）がある。なお、本稿脱稿後、福留真紀『將軍と側近 室鳩巢の手紙を読む』（新潮新書、二〇一四年）が刊行された。六代將軍家宣から八代將軍吉宗までの時期における將軍・側近・老中のやりとりが書かれている。
- (57) 「葉隠」の解釈については、拙稿「没我的忠誠論の再検討―「葉隠」新解釈の試み―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五六輯（二〇一〇年度）を参照されたい。
- (58) 現在、佐嘉神社の中にある松根社に「忠義之碑」があるが、これは直正の子で最後の藩主鍋島直大の篆額、撰文はのちに『鍋島直正公伝』を著した久米邦武、書は相良頼善によるもので、明治二三年に賢崇寺境外の墓所入口に建立された記念碑である。
- (59) 「古川松根―人と作品―」（佐賀県立博物館、一九八八年）、『生誕二〇〇年記念展 鍋島直正公』（公益財団法人鍋島報効会、二〇一四年）。